

ヒアリング項目： **女性活躍推進法の施行後3年の見直し検討の着実な実施、
女性の活躍推進企業データベースの利便性向上・活用促進**

担当府省：厚生労働省

○「女性活躍加速のための重点方針 2015」の該当箇所
該当なし

○「女性活躍加速のための重点方針 2016」の該当箇所

I あらゆる分野における女性の活躍

2. あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成

(2) 女性活躍推進法の着実な施行の推進

- ① 本年4月に完全施行された女性活躍推進法の施行状況の調査・分析を進めるとともに、事業主行動計画等の好事例の発信を行う。

(5) 将来指導的地位に就く女性の人材育成策の充実

- ③ 管理職候補者となる女性の育成に取り組む企業に対する支援を強化する。
また、女性活躍推進法に基づく行動計画の策定が努力義務である中小企業に対しては、管理職に占める女性割合が低い業種等を中心に、企業訪問や電話相談等による行動計画策定の支援の充実等を行い、各企業における取組の加速を図る。さらに、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画や女性の活躍状況に関する情報を掲載している「女性活躍推進企業データベース」について、検索機能の改善等利便性の向上を図るとともに、より多くの企業の情報掲載が進むよう働きかけを行う。

ヒアリング項目：女性活躍推進法の施行後 3 年の見直し検討の着実な実施、
女性の活躍推進企業データベースの利便性向上・活用促進

担当府省：厚生労働省

○第 4 次男女共同参画基本計画の関連する分野：

- 第 2 分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- 4 経済分野
- ア 企業における女性の参画拡大
- (ア) 推進基盤の構築
- (イ)「見える化」の推進
- 第 3 分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
- 2 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進
- ア 男女雇用機会均等の更なる推進

○「女性活躍加速のための重点方針2015」及び「女性活躍加速のための重点方針2016」での該当施策：

	施策名	予算額（千円）
2015	—	(2 8 年度当初予算) —
2016	女性活躍推進法の施行状況の調査・分析	(2 9 年度予算) —
	女性の活躍推進及び両立支援に関する総合的情報提供事業	(2 9 年度予算) 134,101の内数

○第 4 次男女共同参画基本計画における関連する政策領域目標及び成果目標：

★は政策領域目標を示す。

【第 2 分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大】

項目	計画策定時	最新値	成果目標（期限）
民間企業の雇用者の各役職段階に占める女性の割合			
係長相当職★	16.2% (平成26年)	18.6% (平成28年)	25% (平成32年)
課長相当職★	9.2% (平成26年)	10.3% (平成28年)	15% (平成32年)
部長相当職	6.0% (平成26年)	6.6% (平成28年)	10%程度 (平成32年)

【第 3 分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和】

項目	計画策定時	最新値	成果目標（期限）
25歳から44歳までの女性の就業率★	70.8% (平成26年)	男女計：82.6% 男性：92.2% 女性：72.7% (平成28年)	77% (平成32年)
第一子出産前後の女性の継続就業率	38% (平成22年)	53.1% (平成27年)	55% (平成32年)

【女性活躍加速のための重点方針2016】

通し 番号 (注1)	項目 (注2)	担 当 府 省	該当施策名	施策の背景・目的 (注3)	当該施策の概要 (注3)	政策手段				
						関係予算 (千円)				法令・制度改正 機構定員 その他
						28年度 当初予算	28年度 二次補正 予算	29年度 予算	対28年度 増減額	
30	I 2 (2) ①	厚生労働省	女性活躍推進法の施行状況の調査・分析	平成28年4月に全面施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。)により、従業員数301人以上の事業主について一般事業主行動計画の策定・届出等が義務づけられていることから、同法の履行確保を図っていく必要がある。	女性活躍推進法に係る一般事業主行動計画策定届出状況について、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)を通じて把握を行うとともに、引き続き、届出率を100%にするため一般事業主に対して積極的な働きかけを行う。 (平成28年7月31日現在の届出率(常時雇用労働者301人以上の企業) 98.2%) また、女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定の状況についても、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)を通じて把握を行うとともに、引き続き、認定企業数の増加に向けて一般事業主に対して積極的な働きかけを行う。 (平成28年7月31日現在の認定企業数 126社)	-	-	-	-	法施行業務
46	I 2 (5) ③	厚生労働省	女性の活躍推進及び両立支援に関する総合的情報提供事業	企業における女性の活躍推進の取組の加速化に向け、企業のインセンティブを強化するためには、女性の活躍推進に積極的な企業ほど労働市場で選ばれるという社会環境をつくっていくことが効率的かつ効果的である。 さらに平成28年4月からは、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)が全面施行されていることも踏まえ、同法に基づく情報公表項目を中心に、一層の情報集約を行うとともに、ユーザビリティを高める必要がある。	「女性活躍推進企業データベース」について、企業情報一覧表示の際の絞り込み機能を新たに追加し、利便性の強化を図った。 引き続き、検索機能の改善等利便性の向上を図るとともに、より多くの企業の情報掲載が進むよう働きかけを行う。	136,018 の内数	-	134,101 の内数	-	-

(注1)『『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について』(平成29年2月)での整理上の番号を示す。

(注2)「女性活躍加速のための重点方針2016」(平成28年5月20日 全ての女性が輝く社会づくり本部決定)の記載箇所を示す。

(注3)『『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について』(平成29年2月)における記載内容である。

ヒアリング項目：女性の活躍推進に向けた職業能力開発の推進

担当府省：厚生労働省

○「女性活躍加速のための重点方針 2015」の該当箇所

3. 女性活躍のための環境整備

(3) キャリアの断絶を防ぐための継続就業支援、非正規雇用への対応

M字カーブ問題がいまだ解消されておらず、出産や子育て、介護等の理由により就業を希望しながら就業できていない女性が約300万人存在する中で、働きたい女性が仕事と出産・子育て・介護等の二者択一を迫られることなく働き続けることができるよう、キャリア断絶の防止に向けた支援を進める。(後略)

- ① 出産、育児、介護などのライフイベントによる女性のキャリア断絶を防ぐため、以下の取組を強化・実施する。
 - ・ 専業主婦も含めた、育児等で離職した女性の再就職が円滑に進むよう、公的職業訓練において、育児等と両立しやすい短時間訓練コースや訓練受講の際の託児サービス支援を拡充する。

○「女性活躍加速のための重点方針 2016」の該当箇所

I あらゆる分野における女性の活躍

2. あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成

(6) キャリア形成支援

- ① (前略) 出産・育児等から職場復帰する女性について、キャリアアップに資する教育訓練プログラムの開発等更なるキャリア形成支援策を関係省庁が連携して検討するとともに、中長期的なキャリア形成に資する教育訓練の受講について専門実践教育訓練給付により支援する。
- ② 特に育児等による制約がありながらも再就職して活躍を希望する女性について、マザーズハローワーク、マザーズコーナーにおける支援を強化する。また、それらの女性が再就職に向けた訓練を受けやすくなるよう、訓練受講要件の緩和等の関連制度の見直しを検討するほか、公的職業訓練におけるeラーニングを試行実施し、活用方策を検討するとともに、短時間の訓練コースの設定や、訓練受講の際の託児サービス支援の提供を推進する。

ヒアリング項目： 女性の活躍推進に向けた職業能力開発の推進

担当府省：厚生労働省

○第4次男女共同参画基本計画の関連する分野：

- 第3分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
- 1 M字カーブ問題の解消等に向けたワーク・ライフ・バランス等の実現
- エ 女性が活躍するための前提となる人材育成
- ① 企業による女性の就業継続に向けた研修の実施等を支援する。
- 4 非正規雇用労働者の処遇改善、正社員への転換の支援
- ア 同一価値労働同一賃金に向けた均等・均衡待遇の取組や正社員への転換に向けた取組の推進
- 5 再就職、起業、自営業等における支援
- ア 再就職等に向けた支援

○「女性活躍加速のための重点方針2015」及び「女性活躍加速のための重点方針2016」での該当施策：

	施策名	予算額（千円）
2015	女性のライフステージに対応した公的職業訓練の充実	（28年度当初予算） 1,011,476
2016	労働者等のキャリア形成・生産性向上に資する教育訓練開発プロジェクト	（29年度予算） 161,159
	教育訓練給付金（専門実践教育訓練）	（29年度予算） 8,681,478
	公的職業訓練におけるeラーニング手法の導入に向けた調査検証	（29年度予算） —
	公的職業訓練における託児サービス支援付き訓練コースや短時間訓練コースの推進	（29年度予算） 754,440

○第4次男女共同参画基本計画における関連する成果目標：

該当なし

【女性活躍加速のための重点方針2015】

通し 番号 (注1)	項 目 (注2)	担 当 府 省	該当施策名	施策の背景・目的（注3）	当該施策の概要（注3）	関係予算（千円）			法令・制度 改正 機構定員 その他	重点方針 2016 通し番号 （施策名） （注4）
						27年度 当初予算	27年度 補正予算	28年度 当初予算		
55	3-(3)-①	厚生労働省	女性のライフステージに対応した公的職業訓練の充実	育児等で離職中の女性の再就職に向けては、実践的な職業能力開発への支援が必要であり、育児と両立が可能な職業訓練を実施することを目的とする。	育児等で離職した女性の再就職が円滑に進むよう、求職者支援訓練において、育児等と両立しやすい短時間訓練コースや訓練受講の際の託児サービスを新設するとともに、引き続き、公共職業訓練においてこれらの訓練設定を促進することを検討している。	990,128	－	1,011,476	法令・制度改正	55 （マザーズハローワーク事業）
										56 （職業訓練受講者に対する支援の強化）
										57 （公的職業訓練におけるeラーニング手法の導入に向けた調査検証）
										58 （公的職業訓練における託児サービス支援付き訓練コースや短時間訓練コースの推進）

（注1）『『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度政府予算内容等について』（平成28年1月）での整理上の番号を示す。

（注2）「女性活躍加速のための重点方針2015」（平成27年6月26日 全ての女性が輝く社会づくり本部決定）の記載箇所を示す。

（注3）『『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度政府予算内容等について』（平成28年1月）における記載内容である。

（注4）『『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について』（平成29年2月）での整理上の番号及び施策名を示す。

【女性活躍加速のための重点方針2016】

通し 番号 (注1)	項目 (注2)	担当 府省	該当施策名	施策の背景・目的 (注3)	当該施策の概要 (注3)	政策手段				
						関係予算 (千円)				法令・制度改正 機構定員 その他
						28年度 当初予算	28年度 二次補正 予算	29年度 予算	対28年度 増減額	
53	I 2 (6) ①	厚生労働省	労働者等のキャリア形成・生産性向上に資する教育訓練開発プロジェクト	人口減少局面を迎える中、労働者一人一人の労働生産性向上が不可欠であるため、出産・育児から職場復帰を図る女性や非正規雇用の若者等のキャリア形成上の課題解決を通じた労働者等のキャリアアップ、ひいては生産性向上に資する教育訓練プログラムについて、産業界との連携や職業能力評価基準の活用等を通じて開発・普及し、専門実践教育訓練給付制度における継続的な活用を図る。	キャリア形成上の課題の解決を通じた労働者のキャリアアップに資する教育訓練プログラムについて、以下の方法により産業界との連携や職業能力評価基準の活用等を通じて開発する。 ●教育訓練機関に対し、以下の対象者・分野を設定した教育訓練プログラムの開発を委託 （計10プロジェクト） ・非正規雇用から正規雇用への転換を図る若者等 ・出産・育児からの職場復帰（キャリアアップ）を図る女性 ・生産性向上のための高度IT人材育成、中高年のキャリアアップ 等 ●1プロジェクト当たり年間2千万を上限として、最大3年間委託 ●成果（カリキュラム等）は、全国の教育訓練機関に展開し、専門実践教育訓練給付制度の対象プログラム等として、継続的に活用	-	-	161,159	-	-
54	I 2 (6) ①	厚生労働省	教育訓練給付金（専門実践教育訓練）	非正規雇用労働者である若者等がキャリアアップ・キャリアチェンジし安定的に働くことができるよう、教育訓練給付（受講費用の2割を支給、給付上限10万円）を拡充し、中長期的なキャリア形成に資する専門的・実践的な職業能力の習得を支援する。	被保険者である者又は被保険者でなくなってから1年以内にある者が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受ける場合に、訓練費用の一定割合を給付するもの。 支給要件：被保険者期間10年以上（初回の場合は2年以上）で、当該訓練開始日前10年以内に教育訓練給付金を受給したことがないこと。 給付水準：教育訓練に要した費用の40%相当額（上限年間32万円）を、受講状況が適切であることを確認した上で、6か月ごとに支給。加えて、訓練修了後1年以内に、資格取得等し、被保険者として雇用された又は雇用されている場合には、当該教育訓練に要した費用の20%相当額（上限年間16万円）を追加支給。 対象訓練：専門的・実践的であると認められる訓練について指定。	9,566,160	-	8,681,478	▲ 884,682	-
57	I 2 (6) ②	厚生労働省	公的職業訓練におけるeラーニング手法の導入に向けた調査検証	eラーニングは、育児等により家庭的に制約を抱える親等にとって、利用しやすい職業能力開発施策の有望なツールの一つとなる可能性がある。他方、受講状況確認手法が確立されておらず、また中断率が非常に高いといった課題があり、eラーニングを公的職業訓練と位置づけて実施する状況が整っていない状況にある。 このため、eラーニングにおける受講確認方法等、公的職業訓練としての実施に当たっての課題について、具体的方策を検討し、実際に検証することにより、公的職業訓練への活用方策を検討する。	ひとり親家庭の親等家庭的制約を抱える者等の求職者に対するeラーニングの試行的実施及び効果的な受講確認方法等の検証を行う。 (取組状況) 平成28年5月に実施通達を発出、9月に有識者による検討委員会を立ち上げ、11～1月に試行訓練を実施する。平成28年度末に、公的職業訓練への導入可能性を検討した結果報告書を取りまとめる予定。	67,674	-	-	-	-
58	I 2 (6) ②	厚生労働省	公的職業訓練における託児サービス支援付き訓練コースや短時間訓練コースの推進	少子高齢化が進み労働力不足が懸念される我が国において、女性が活躍できる社会の実現が重要な課題となっており、公的職業訓練において、結婚・出産・育児等を機に離職した女性が再就職できるよう、育児と能力開発の両立を支援する取り組みを推進する必要がある。子育て中の女性が職業訓練を受講できるよう、託児サービス支援付きの訓練コースを提供するとともに、1日の訓練時間数を短く設定した短時間訓練コースの設定等を促進する。	公的職業訓練において、託児サービス支援付きの訓練コース及び短時間訓練コースの設定等を促進する。 (取組状況) ・託児サービス支援付きの訓練コースについて、公共職業訓練において委託訓練では平成22年度から、施設内訓練では平成27年度から実施 ・短時間訓練コースについて、公共職業訓練において平成27年度から実施 ・求職者支援訓練においては、両コースを平成28年10月から実施予定	837,627	-	754,440	▲ 83,187	求職者支援訓練において、託児サービス支援付きの訓練コース及び短時間訓練コースを平成28年10月から実施。

（注1）『『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について』（平成29年2月）での整理上の番号を示す。

（注2）「女性活躍加速のための重点方針2016」（平成28年5月20日 すべての女性が輝く社会づくり本部決定）の記載箇所を示す。

（注3）『『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について』（平成29年2月）における記載内容である。